

食の安全連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 食の安全確保に関する基本的事項及び具体的対策を検討し、関係機関相互の協力体制を強化することをもって、食の安全に関する施策を総合的に推進するため、食の安全連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 食の安全確保に関する基本的事項
- (2) 食の安全確保に関する具体的対策
- (3) 食の安全確保に関する情報及び意見の交換並びに相互協力のあり方
- (4) その他食の安全確保に関し必要な事項

(組織構成)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 連絡協議会に、会長及び副会長を置き、会長は保健福祉局長を、副会長は医療衛生部長をもって充てる。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進部会)

第4条 連絡協議会に、連絡協議会の議事を補佐するため、推進部会を置く。

2 推進部会の設置に必要な事項は、別途定める。

(招集等)

第5条 連絡協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて連絡協議会に食品関連事業者その他の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 委員は、第2条に掲げる事項が生じた場合、速やかに会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、保健福祉局医療衛生部生活衛生課において処理する。

附則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

保健福祉局長、市民局生活文化スポーツ部長、保健福祉局健康福祉部長、保健福祉局医療衛生部長、保健福祉局医療衛生部保健所長、保健福祉局医療衛生部環境保健研究所長、こども未来局幼児教育・保育部長、経済農政局経済部長、経済農政局農政部長、教育委員会学校教育部長